

委員 長 報 告 書

さる 12 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された
議案第 11 号 橋本市自治基本条例策定委員会条例について
を審査するため、12 月 9 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致
で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いた
します。

なお、委員会において、委員より附帯決議案が提出され、全会一致で附
帯決議を付すべきものと決しました。

記

議案第 11 号は、自治体にとって最高規範性を持つものと位置付けられ
ている自治基本条例の制定に向け、市民協働により必要事項の検討並びに
素案を作成するため、当該条例の策定委員会を設置するものである。

委員から、自治基本条例が市民にとってどういうものかという十分な理
解がなされていないこの時期に、市民の公募委員規定を含む本条例を制定
しようと考えた理由は ①とのただしがあり、現在の厳しい財政状況に鑑み、
これまでどおりの行政システムでは、サービスを提供していける時代では
なくなってきており、自治基本条例の策定作業を進めつつ、できるだけ早
く市民協働を促進していくべきと考えた。また、いろんな自治体が先行し
て取り組んできた事例もあるなかで、それらを参考に行政が自治基本条例
の概要を示すことで、市民への啓発や円滑な議論が可能になるとの考えか
らこの時期とした ②との答弁がありました。

これまでの市の活動と市民委員の公募の関連性について ③ただしがあ
り、これまでの各種カフェミーティングやワークショップによる活動が、
市民の自治基本条例に対する理解に直接つながっているとは考えていない。
来年 1 月に啓発フォーラムを開催し公募を行う予定である ④との答弁があ
りました。

先進市のなかには何百回と説明会を開催したり、ランダムに抽出した

1,000 人もの市民に対するアンケートと同時に公募への参加を問いかけた事例もあるが、市の考えは とのただしがあり、啓発、周知は大切なことだと考えている。公募等のスケジュールを見直し、啓発等を通じより多くの市民に理解いただくよう努めたい との答弁がありました。

公募委員の選考方法について ただしがあり、選考委員は副市長をはじめ市の幹部 3 人から 5 人とし、過去の委員選考に採用してきた選考基準に基づき行う。個人の思いだけでなく市民の代表として多くの意見をくみ上げる意識を持った方に参加してもらいたいと考えており、それを判断するためレポートの評価を含め点数化し、合格水準に満たない者は選任せず、必要人数に達するまで繰り返し公募する。また、女性の比率の設定、面接選考についても検討したい との答弁がありました。

策定委員会会議の開催時間とインターネットなどを使った通信委員の対応について ただしがあり、委員の選考後、最も都合のよい時間帯を考えたい。どうしても参加できない委員については他市の事例も踏まえ対応を検討する との答弁がありました。

委員数を 20 人以内とした根拠について ただしがあり、同じ会議でいろいろな方から意見をいただくうえでは、これ以上増やすと満足な議論をいただくことが難しいと考えたことと、他の委員会の委員構成や委員数をふまえ設定した。また、他の委員会における市民公募委員の割合は概ね 20% 程度であるが、本委員会では市民参画の必要性を考慮し高く設定したとの答弁がありました。

委員のうち関係機関及び団体の役職員について、単に市からの指名による参加では、市民公募委員のように議論が高まらないのでは とのただしがあり、まちづくりを担う各分野からの参加を想定しているが、自治基本条例策定の目的、意義を十分お伝えしたうえで参加いただく との答弁がありました。

委員は 20 人以内とあるが、分科会形式をとれば多くの方がかかわるのではないかと とのただしがあり、委員会としてできるだけ共通の情報のなかで会議を進めることが望ましいと考えており、20 人がこれを行う最大人数と考えている。ただし、委員会のなかで専門的な議論の場が必要とさ

れば、それを分科会とすることは可能である との答弁がありました。

委員の自治基本条例に関する理解を深めることについて ただしがあり、まずは委員会の2回目までは他市の事例や状況を含む学識経験を有する委員による研修を行い、その後においても委員からの要望に応じフォロー研修を行う との答弁がありました。

素案の作成から条例制定までの流れについて ただしがあり、市に対し委員会から素案をいただき、付された意見を解決のうえ議会に提案する との答弁がありました。

市民への説明やパブリックコメントは行われるか とのただしがあり、新年度早々にはアンケート調査、地区公民館を単位とした意見交換会を実施し市民の意見をいただく予定であり、その間にも啓発フォーラムを開催したい。また、素案ができた段階でパブリックコメントを行い、寄せられた意見をもとに委員会において素案の再検討をすることもあり得る との答弁がありました。

なお、議案第11号に対し付すべきものと決しました付帯決議は以下のとおりです。

議案第11号 橋本市自治基本条例策定委員会条例に対する付帯決議

橋本市自治基本条例策定委員会条例の施行にあたり、下記の事項を踏まえること。

記

- 1 策定委員公募前に、自治基本条例の市民への周知徹底を図るため、広報掲載や全体フォーラム、各地区公民館等での説明会を開催すること。
- 2 公募の際には、たくさんの市民が参加できるよう公募条件等をより広く参加できる内容とすること。
- 3 策定委員会設置後、各分野、各年齢層からの意見を吸い上げる仕組み作りに努めること。